



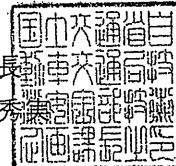
国自技第100号の3
国自審第597号の3
国自整第45号の3
平成17年8月2日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会

会長 豊崎 寛 殿

自動車交通局技術安全部

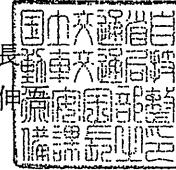
技術企画課長
戸澤 秀康



審査課長
増井 清



整備課長
清谷 伸



三菱ふそう製大型トラックのクラッチハウジングに係るリコール改善
措置がとられていない車両の継続検査等の取扱いの再徹底について

三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」という。）製大型トラックのクラッチハウジングに係るリコール（届出番号第1092号）対象車両の継続検査時等の取扱いについては、「三菱ふそう製大型トラックのクラッチハウジングリコールに係る該当車両の動力伝達装置の保安基準上の取扱い等について（依命通達）」（平成16年10月29日付国自技第145号、国自審第1231号、国自整第105号）に基づき、リコール改善対策未措置車両については、道路運送車両の保安基準に適合しないものとして取り扱うこととされているところであります。

しかしながら、今般、有効期間が切れたまま長期間放置されてたり、転売されたに

もかかわらず移転登録等の手続きが取られずにいたため、車両の所在が不明であるとしてリコール改善作業が実施されていなかった車両について、保安基準適合証が発行されて検査に合格して自動車検査証が交付されていた事例があったことが判明しました。

これらの車両については、本来、継続検査の申請があった際に基準不適合であるとして検査を不合格とするべきものであり、道路交通安全の観点からも極めて重大な問題であり、今後、同様のケースが発生することがないよう、再度、貴会傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

なお、現在、本件に係る自動車検査証の交付を受けているリコール対象車であって改善措置が未実施の車両について、MOTASにおいて自動車検査証の出力をしないように設定すべく準備中ですので申し添えます。